3.教育

項目【根拠法】	現状	要望内容【期待される効果】
(16)大学設置基準の	高等教育機関における遠隔授業においては、大学設置基準第25条にて以下が規定されている。 隔地の教室、研究室またはこれに準ずる場所において同時に行う。 多様な通信メディアを利用して文字・音声・動画等の多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われること 大学において直接の対面授業に相当する教育効果を有すること	マルチメディア技術、ネットワーク技術、ブロードバンド環境が急速に整備されるなど経済・社会のIT化が急速に進展する中で、遠隔授業として成立する要件及び卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い条件を緩和する。 【バーチャル・ユニバーシティ事業の創出・拡大。時間的・地理的制約を超えた教育環境の創出・拡大により、教育機会の拡大と教育レベルの向上が望める】
	より、都心から大学がなくなり、都市の 活気が減退している。大学院設置基準要 項(平成13年2月20日大学設置・学校法	土地の確保が難しい都心では大学本部と 教室(貸ビル)程度でも良しとする大学 設置基準等の広義解釈または改正を行 う。(都心に社会人対象の大学院サテラ イト教室を開設する場合等には、施設の 保有・借用の規制を緩和する。)
	上記のほか 収容定員と専任教員数が規 定されている、 サテライト大学院レベ ルにおける単位互換制度が認められてい	【学生の都心部への流入。知的生産機能の創出による都市における経済活動の活性化】